

# 山口県報

平成 26 年  
4 月 25 日  
(金曜日)

## 目 次

- 告示  
土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
- 公告  
平成二十六年度消防設備士講習の実施(防災危機管理課).....二
- 契約の締結(税務課).....二
- 契約の締結(情報企画課).....二
- 製菓衛生師試験の実施(生活衛生課).....三
- 調理師試験の実施(生活衛生課).....四
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....五
- 宅地建物取引業者の業務の停止(住宅課).....五

### 山口県告示第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称

認可年月日

柳井市土地改良区

平成二六、四、一五

(二四)平成二十六年消防設備士講習の実施  
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の十の規定に基づき、平成二十六年消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成二十六年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

(一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類

(二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

(三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

#### 二 講習の日時及び場所

##### (一) 消火設備

日 時 場 所

平成二六、九、二五 午前九時三十分から

山口市湯田温泉五丁目一番一号

山口県婦人教育文化会館

周南市鼓海二丁目一八の二四

公益財団法人周南地域産業振興センター

##### (二) 警報設備

日 時 場 所

平成二六、一〇、一五 午前九時三十分から

宇部市大字川上七四

山口市湯田温泉五丁目一番一号

山口県婦人教育文化会館

周南市鼓海二丁目一八の二四

公益財団法人周南地域産業振興センター

##### (三) 避難設備・消火器

日 時 場 所

平成二六、一〇、二三 午前九時三十分から

宇部市大字川上七四

山口市湯田温泉五丁目一番一号

周南市鼓海二丁目一八の二四

公益財団法人周南地域産業振興センター



四 落札者を決定した日

平成二十六年三月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二号

六 落札金額

六千九万五千五百十九円

七 入札公告日

平成二十六年二月四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(二四五) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十六年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成二十六年八月二十三日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 衛生法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品学

(四) 食品衛生学

(五) 栄養学

(六) 製菓理論及び実技

四 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五 受験願書の受付期間

平成二十六年五月十二日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(郵送の場合

は、五月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業

務従事証明書

(六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

九千四百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口

県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛

生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二四六) 調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十六年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十六年八月二十三日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 食文化概論
  - (二) 衛生法規
  - (三) 公衆衛生学
  - (四) 栄養学
  - (五) 食品学
  - (六) 食品衛生学
  - (七) 調理理論
- 四 受験資格
- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者で、多数人に對して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものであること。
- 五 受験願書の受付期間

平成二十六年五月十二日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（郵送の場合 は、五月三十日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者  
住所地为所管する保健所
- (二) 県外に居住する者  
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）
- (四) 最終学校の卒業証明書（氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。）
- (五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一四七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十六年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
下関市豊北町農地開発土地改良区	理 事	河田征四郎	下関市豊北町大字北宇賀二八九〇
田布施土地改良区	〃	木本 睦博	熊毛郡田布施町大字波野一四六〇
〃	〃	久保 啓一	大字川西一六八七

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
下関市豊北町農地開発土地改良区	理 事	古川 哲郎	下関市豊北町大字田耕五〇四七の四
田布施土地改良区	〃	伊場 雅久	熊毛郡田布施町大字波野一三二六
〃	〃	福本 義則	大字川西一七五三

(一四八) 宅地建物取引業者の業務の停止

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条第二項第二号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対し、その業務の停止を命じました。

平成二十六年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分を受けた者

商 号	氏 名	住 所
西田土地建物	西田 光子	山陽小野田市大字西高泊二二〇四番地の三

二 処分の内容  
平成二十六年四月二十八日から同年五月十二日までの間における宅地建物取引業務の全部の停止

平成  
二十六年  
四月  
二十五日  
印刷

發行  
行人所

山口  
県知  
事庁